

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年4月16日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第4号 時効取得による所有権の移転について
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第4回第2農地部会を開催させていただきます。本日の欠席はなし。出席委員数は10名でございます。</p> <p>議事録署名者に指名させていただきます。17番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員の両委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案の説明の前に、議案の差替えをお願いいたします。</p> <p>差替え理由といたしましては、元の議案書12ページ、議案第2号、番号11及び14ページ、議案第3号、番号2及び3につきまして変更があったためでございます。</p> <p>まず、議案第2号、番号11につきまして、申請地の2筆のうち1筆の譲渡人が許可申請後に亡くなったことが判明したため、その法定相続人3名が1筆の譲渡人として構成することとなり、譲渡人の表記の「外1名」が「外3名」となりました。</p> <p>また、議案第3号、番号2及び3は取下げとなりました。</p> <p>以上のことから、新議案書のとおり訂正をいたしました。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から13で、合計件数は13件、合計面積は田で29,498㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから6ページをお願いします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は41,773㎡で、その内訳は田が35,637㎡、畑が6,136㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1および2、宅地分譲用地</p>

番号3、住宅敷地 でございます。

以上、件数は3件、合計面積は2,638㎡で、その内訳は田で428㎡、畑で2,210㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和63年1月14日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成4年でございます。

これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は2件、合計面積は畑で271㎡でございます。

9ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 2.8ha 畑0.5ha 合計3.3ha。

番号2、株式会社 _____、主たる耕作物 野菜、耕作面積 畑3.4ha 合計3.4ha。

以上件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 次に議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。よろしく申し上げます。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 6,162㎡、渡人 _____、面積 20,785㎡、申請地 久居北口町落合 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 219㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 6,528㎡、渡人 _____、面積 8,824㎡、申請地 久居相川町硯石 _____、台帳地目・現況

地目とも田、面積 2, 545㎡。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 川合、受人 _____、面積 5, 403㎡、渡人 _____
面積 1, 075㎡、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 215㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労力不足のため営農縮小する渡人から耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 家城、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 2, 960㎡、申請地 白山町北家城高瀬 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 22㎡ 外4筆、合計面積 2, 960㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

なお、譲受人については、別冊議案第5号におきまして、整理番号43、44において3, 301㎡の利用権設定を受けることで下限面積5, 000㎡を満たすものであり、当該農用地利用集積計画の公告と同時の許可となります。

番号5、地区 大三、受人 _____、面積 303, 254㎡、渡人 _____、面積 765㎡、申請地 白山町二本木北出前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 765㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人の要望により申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 下之川、受人 _____、面積 10, 390㎡、渡人 _____、面積 2, 999㎡、申請地 美杉町下之川中津 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 320㎡ 外4筆、合計面積 2, 318㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、合計件数は6件、合計面積は9, 022㎡で、その内訳は、田が8, 554㎡、畑が468㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。先日の9日に現地確認をしてまいりました。地元推進委員、久居総合支所の職員と私とで行ってまいりました。場所は _____ の北でございますけれども、事務局の説明どおりですので、特に問題ないと思います。

2番については、これは北口の_____南500mぐらいのところですか。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
3番をお願いします。

守山委員 15番 守山です。本来であれば前田委員に現地の説明をしていただくのですが、9日の現地調査は所用で欠席ということですので、私が説明をさせていただきます。先ほど事務局から詳細について説明を受けましたとおりでありまして、何ら問題はございません。地元推進委員と農業委員の宮本、守山、さらには総合支所の2名の職員とで現地を調査しましたので、どうかご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
4番をお願いします。

西森委員 17番 西森です。4月9日、現地調査をしてまいりました。中谷委員、西森の両委員、それから地元推進委員、それから白山事務局といった面々でございます。場所は、2か所ぐらいに分かれた農地で、_____の間というんですか、道沿いの圃場、それから_____の反対側、ちょっと場所が離れているんですけれども、その辺りを2か所、点在したような農地を、現在は田んぼのままきれいに管理されたようなものでした。この受人の方は県内から越してこられるということなんですが、農業をやるという意気込みがあるらしいものですから、期待しているところです。何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
5番をお願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日の日、西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山総合支所の担当で確認をしてまいりました。場所は、新しくできました_____の北側70mぐらいのところになります。ここの土地は、受人が以前から耕作していた土地でもあり、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
6番をお願いします。

結城委員 18番 結城です。9日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。渡人はお父さんが高齢になり耕作ができず、娘さんも遠方で生活をしているので、耕作することが大変だと、それで近くで耕作されている受人の_____に耕作をお願いして当該地を譲り渡すということでございます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか、いかがですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、を議題とします。事務局、説明よろしくをお願いします。
事 務 局	11ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
	番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 木造町井手ノ上_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 191㎡ 外2筆、合計面積 1,266㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は472.32㎡、隣地住宅への反射光回避とメンテナンス車両の駐車スペースを確保することから、有効設置面積1,151.46㎡に対するパネル設置率は、41%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居北口町駒ヶ谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 321㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は132.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.3%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居小野辺町東浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 386㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸駐車場用地とするものです。 駐車区画は9台で、既に6台分については近隣の2世帯から利用希望申込みを確認しております。また、市街化区域に道路を挟んで隣接していることから、今後の追加の利用申込みがある可能性は高く、貸駐車場としての転用目的を十分達成する見込みです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 436㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は164.16㎡、パネル自体の影を回避できるようパネル間の離隔を確保するため、有効設置面積377.48㎡に対するパネルの設置率は、43.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 396㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は164.10㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 667㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は164.22㎡、パネル自体の影を回避できるようパネル間の離隔を確保する必要があり、またメンテナンス時の資材置場及び駐車スペースを確保することから、有効設置面積535.8㎡に対するパネルの設置率は30.7%になりますが、パネル周囲をフェンスで囲い、申請地周囲に建設する太陽光発電施設とともに計画全体として申請地を太陽光発電施設用地と供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 1,051㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は657.39㎡、パネルの設置率は、転用面積の62.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井 外、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町井関若林 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,262㎡ 外10筆、合計面積 5,833㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分

譲住宅用地とするものです。

事業計画によりますと、一体利用地の山林を含む全体公簿面積8,033㎡、全体実測面積としましては8764.31㎡について、建売分譲用地25区画5,300.04㎡、公園264.75㎡、その他通路等管理用地3,199.52㎡を整備する内容となっています。

なお、当案件につきましては、4月13日開催の第49回常設審議委員会に付託され、諮問事項については適切と認められた答申を得ております。

なお、現在、三重県宅地開発事業の基準に関する条例の確認申請中であり、4月部会の審議後に同時許可となる予定でいます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町井関下名倉口 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 262㎡ 外1筆、合計面積 524㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、譲渡人が20年前に地元の土建業者に残土置場として無断で貸し、その後、受人が代表取締役を務める法人の駐車場として平成31年3月8日から利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 波瀬、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬大久保 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 519㎡ 外1筆、合計面積 1,236㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 442㎡ 外1筆、合計面積 1,010㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は387.04㎡、隣地住宅への反射光回避のための離隔を取ることから、有効設置面積962㎡に対するパネルの設置率は、転用面積の40.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 18㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高岡、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町田尻田 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 677㎡ 外1筆、合計面積 2,253㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分
譲住宅用地とするものです。

一体利用地を含めて全体計画は2,941㎡となっており、11区画分の建
売分譲住宅用地とするもので、現在、市の指導要綱に基づく協議がなされてお
り、4月部会の審議後に同時許可となる予定でいます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 家城、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町北家城北野 _____、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 211㎡ 外1筆、合計面積 222㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地とするものです。

申請地は、受人の事業所から道を挟んで向かい側に位置し、駐車場不足によ
り新たに7台分の駐車スペースを確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は15,619㎡、このうち田が9,238
㎡、畑が6,381㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見
をお伺いしたいと思います。

1番から3番、お願いします。

田口委員

6番 田口です。9日の日に地元推進委員と、本庁職員3名、そして久居総
合支所職員とで見てまいりました。これも先ほどと同じように事務局の説明ど
おりでございます。場所は、_____の南約200mのところでは
ありません。

2番について、2番は_____の北でございます。これは地元推進委員、私
と、そして久居総合支所職員と行ってまいりました。これも事務局の説明ど
おりで問題ないと思います。

3番について、これは城山にある_____の西でございます。これも何ら問
題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

4番から7番、お願いいたします。

森 委員

7番 森です。4月9日の日に現地調査へ行ってまいりました。地元推進委
員、私と久居事務局で行ってまいりました。現場は_____から東へ500m

行ったところの畑でございます。以前、私が使っていてキャベツをつくっていた場所でございます。別に問題ないと思います。事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 8番から11番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。8番、守山会長以下、本庁の局長、次長、それから地元推進委員立会いで確認しました。この現場は、何度か最近行っておるところでございますけれども、新しい開発計画で何ら事務局の説明のとおり問題ありません。

それから9番は、守山会長と私、それから地元推進委員で立会いの上、確認をしています。別に問題はないかと思えます。

それから、10番は、これも同じく地元推進委員立会いで一志事務局と守山会長、私とで確認をしました。事務局の説明のとおりで問題ないと思えます。

それから11番も同じく9日の日に守山会長と私と地元推進委員、それから一志事務局立会いで現地を確認しました。問題ないと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
12番、13番お願いします。

守山委員 15番 守山です。まず、12の川合地区からいきます。9日の日に現場調査をしました。宮本委員と私、さらには地元推進委員と一志総合支所の職員2名とで現場で、申請者の方から説明を受けたわけでございます。場所は____の南側かな、すぐのところでありまして、道端であります。何ら問題がないと思えますので、よろしくお願いいたします。

13については、高岡担当の地元推進委員、そして委員の私と宮本、さらに総合支所職員2名、そして本庁のほうから局長、次長、本庁事務局と現地で申請者のほうから説明を受けたわけでありまして、今、事務局から説明を受けたとおり何ら問題がないと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
14番お願いします。

西森委員 17番 西森です。4月9日、中谷委員、それから地元推進委員、それから受人の代理人、白山の事務局というメンバーで現場立会いをしてきました。これなんです、____という、____の近くなんですけれども、その道を挟んだ前に自分のところの駐車場をつくるということでございます。現況なんです、場所は管理のされた雑種地という状態でしたが、駐車場にするにはもってこいの場所なのかなということで、何ら問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 ありがとうございました。
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。いかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	14ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
	番号1、地区 久居、借人 学校法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 戸木町東羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 433㎡ 外1筆、合計面積 1,403㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 申請地は、農業用倉庫100㎡及びコンクリート張り部分70㎡があり、その部分は貸人が継続利用するため、その面積は転用面積から除外しての申請となります。 パネル設置面積は541.08㎡、建物の影回避により有効設置面積1,323㎡に対するパネルの設置率は、40.9%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 川口、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白山町川口宮ノ西 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,016㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は608.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.8%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 八ッ山、借人 学校法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 白山町山田野宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 992㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 転用対象としない法面部分を除いた面積での申請で、パネル設置面積は418.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.2%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八ッ山、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町古市下猫座_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 994㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は4,405㎡、このうち田が3,002㎡、畑が1,403㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。
1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日の日に地元推進委員、事務局とで現場を見てまいりました。先ほどの事務局の説明どおりでございます。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
2番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと本庁の事務局3名、白山総合支所の1名とで確認をしてまいりました。場所は、_____の西側100mほどのところです。南側は_____が見えるところです。事務局の説明どおりなんです、当初、行政書士の方が説明に見えまして50cm盛り土をするという説明がありまして、盛り土をした場合、パネルの影が隣の田んぼに影響があるんじゃないかという話もしてありましたところ、後日連絡がありまして盛り土はしないと。そのままのところシートを敷いて使うということでしたので何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 3番、4番お願いします。

西森委員 17番 西森です。まず3番のほうですが、4月9日、中谷、私の両委員、それから地元推進委員、それから事務局と太陽光業者で現場を見てきました。場所なんです、_____を挟んで前なんです、かなり太陽光が既につくられている一角になります。場所的にも何ら問題ないと判断をさせていただいております。

それから、その次に4番目、これも同じ日に中谷委員、地元推進委員とで現場のほうを見てまいりました。現場ですが、場所は_____から北方向へ200mぐらい行った左側ということで、以前から右側のほうは開発というか、広

く太陽光をつくる予定で山を切ったりなんかしているんですけれども、そことはまた違って反対側です。かなり長い間耕作はされていないということで、何ら問題ないと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員

別に変な話じゃないんですが、条件が整っておるという話ですけれども、学校法人はこういうことを定款か何かにうたっているんですかね。

中谷委員

この法人はその収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う、不動産、電気事業、と書いてある。

議 長

あと皆さんよろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。

ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

議 長

続きまして、議案第4号 非農地証明願について、を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

15ページをお願いいたします。

議案第4号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居北口町落合_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 388㎡。

これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により申請地に昭和50年に住宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えております。

番号2、地区 太郎生、願出者 _____、申請地 美杉町太郎生下切_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 730㎡。

これにつきましては、平成31年度固定資産課税台帳記載事項証明書により申請地に昭和48年に工場を建設し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地

証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えております。

以上、件数は2件、合計面積は1, 118㎡、その内訳は田で730㎡、畑で388㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。先日、9日に現地を見てまいりました。これも地元推進委員、あと事務局と見てまいりました。事務局説明の通りでございますので、よろしくお願いします。

議 長 2番お願いします。

結城委員 18番 結城です。太郎生の2番について説明をいたします。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請人が貸した土地の上に_____が工場を建てた。非農地証明を出してもらったら、それで整理がされると思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することと決定したいと思います。

議 長 次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で86, 689㎡、畑

の賃貸借、使用貸借で4, 257㎡、契約件数は38件でございます。

一志地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で10,093㎡、畑の使用貸借で1,398㎡、契約件数は4件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で99,782㎡、契約件数は35件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4,478㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて201,042㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて5,655㎡、合計契約件数は80件、合計面積は206,697㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区12件、一志地区1件、白山地区26件で、合計39件、合計面積は104,807㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で48.8%、面積で50.7%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、先ほどありました議事参与の制限する該当の案件があります。先にそれをさせていただきます。

番号19 外2件です。

_____委員、退室願います。

< 退 室 >

議 長

よろしいですか。この3件について皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますので、お諮りします。ただいま審議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきましては、適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。

これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後2時54分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年4月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____